

川崎市上下水道局再任用短時間代替会計年度任用職員に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市上下水道局会計年度任用職員の取扱いに関する基本要綱（令和2年2月6日31川上総庶第1088号。以下「基本要綱」という。）第22条の規定に基づき、同要綱その他別に定めるもののほか、再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。）の欠員の代替として任用する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の職務、勤務条件等に関し必要な事項を定めるものとする。

(職名)

第2条 会計年度任用職員の職名は、再任用短時間代替会計年度任用職員とする。

(職務内容)

第3条 会計年度任用職員は、勤務場所における再任用短時間勤務職員の代替として上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が指定した業務に従事するものとする。

(任用期間)

第4条 会計年度任用職員の任用の期間は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内（再任用短時間勤務職員の欠員が生じる期間の範囲内に限る。）で定めるものとする。

2 基本要綱第5条第2項の規定に基づき、会計年度任用職員の任用の期間を更新することができる期間の範囲は、前項に規定する期間の範囲内とする。

(勤務日及び勤務時間等)

第5条 会計年度任用職員の勤務日、勤務時間、休憩時間及び週休日は基本要綱第7条及び第8条の規定に基づき、業務の必要に応じて設定するものとする。

る。

(給料の額)

第6条 会計年度任用職員の給料の額は、原則として、別表に定める業務の性質が類似する再任用短時間勤務職員に適用される給料表に応じた相当する表級号の範囲内において、本市職員としての経験月数（その採用の日前3年間の範囲に限る。以下同じ。）を考慮して決定した準用する表級号に定める額に、当該会計年度任用職員の1週間当たりの勤務時間を38.75時間で除して得た割合を乗じて得た額とする。

(半日単位の年次休暇)

第7条 会計年度任用職員は、1日単位及び時間単位のほか、半日単位の年次休暇を受けることができる。ただし、勤務時間の設定により半日単位の設定が難しい場合は、この限りでない。

2 半日単位の年次休暇は、原則として正午で区分し、2回をもって1日の年次休暇とする。ただし、勤務時間の設定等の事情により正午での区分により難しい場合には、別に区分する時刻を設定するものとする。

(委任)

第8条 基本要綱及びこの要綱に定めるもののほか、会計年度任用職員に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

職務の性質が類似する 再任用短時間勤務職員 に適用される給料表	相当する表級号の範囲
上下水道企業職給料表 (1)	上下水道企業職給料表(1) 1級24号給～2 9号給